

系統アクセスルール 一部変更に向けた検討状況

平成27年12月18日
電力広域的運営推進機関

(注)本資料は、業務規程・送配電等業務指針の改定に向けた当機関内での検討状況を示すものであり、決定した内容ではありません。

現行条文(接続検討申込の対象)

(接続検討の申込み)

第69条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、発電設備等契約申込みに先立ち、**接続検討の申込みを行わなければならない**。

- 一 発電設備等を新設する場合
 - 二 発電設備等の増設又は**更新**を行う場合(最大受電電力の変更がない場合及び最大受電電力が減少する場合を含む。)
 - 三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少等に伴って送電系統への電力の流入量が増加する場合
 - 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)
- 2 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。

【課題認識】

- ・発電設備等の一部更新の場合は、明らかに系統側対策が不要で、接続検討を実施する必要がないケースがある。ただし、発電事業者側で判断できるのは、接続検討申込書の内容に変更がない場合に限られる。
- ・特に、定期検査やトラブル停止による一部機器取替で、再稼働前に事務的に接続検討申込(3か月・有料)を課すことは不合理。

【方向性】更新時の接続検討の不要条件、要否確認手続きを追加 3

(接続検討の申込み)

第69条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、発電設備等契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。

- 一 発電設備等を新設する場合
- 二 発電設備等の増設又は更新を行う場合

但し、次のア又はイに該当するときは除く。

ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき

イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき

(略)

・接続検討申込の記載事項が不変ならば接続検討申込不要
・軽微な変更の場合は、接続検討申込に先立ち、接続検討の要否確認を行うことができる。

(発電設備等の更新における接続検討の要否確認)

第69条の2 系統連系希望者は、発電設備等を更新する場合において、次の各号に該当するときは、一般送配電事業者に対して、接続検討の要否を確認することができる。

- 一 最大受電電力の変更がないとき
- 二 最大受電電力が減少するとき
- 三 受電設備、変圧器、保護装置、通信設備その他の付帯設備を更新するとき
- 四 その他発電設備等の更新の内容が軽微である場合

2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。

但し、経済産業大臣から一般送配電事業者の許可を受けている発電事業者又は一般送配電事業者が親法人等、子法人等又は親法人等を同じくする子法人等である発電事業者は、特定発電設備等に関係する接続検討については、本機関に対し、接続検討の要否確認を行わなければならない。

3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、発電設備等の更新が電力系統に影響を与えないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。

4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、検討結果を通知する。

5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。

旧一般電気事業者(特定発電設備)が要否確認を希望する場合は、
本機関に対して手続きを行う

契約申込後の容量確保取消（再エネ小委議論を反映）

※朱書き箇所を追記

（送電系統の容量確保の取消し）

第85条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。

一 発電設備等系統連系希望者が、発電設備等契約申込みにおける最大受電電力を減少する旨の変更を行った場合（発電設備等契約申込みを取り下げた場合を含む。）

二 一般送配電事業者が、第87条の回答において、発電設備等系統連系希望者が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合

三 環境影響評価法（平成26年6月4日法律第51号）その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が休止又は廃止となった場合

四 発電設備等契約申込みの内容又は発電設備等契約申込みの前提となる接続検討申込みの内容が変更となったことにより、系統連系工事の内容が変更となる場合

五 その他発電設備等系統連系希望者が、発電設備等契約申込みに対する回答に必要な情報を提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合

（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）

第96条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

一 発電設備等系統連系希望者が合理的な期間内に工事費負担金契約を締結しない場合又は工事費負担金を支払わない場合

二 接続契約が解除等によって終了した場合

三 連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

四 環境影響評価法（平成26年6月4日法律第51号）その他の法令に基づき、発電設備等契約申込みに係る事業が休止又は廃止となった場合

五 発電設備等に関する契約申込みの内容又は契約申込みの前提となる接続検討申込みの内容が変更したことにより、系統連系工事の内容が変更となる場合

2 一般送配電事業者は、連系等を拒む場合には、その理由を発電設備等系統連系希望者に、書面をもって、説明する

(2) ローカル系統制約対応 ③接続申込ルールの見直し

9

- ① 地熱や風力等の比較的開発に長期間を要する再生可能エネルギーについては、計画中の案件であっても、太陽光などの比較的開発期間の短い電源と比較して、接続申込が遅れるため、電力系統への接続が困難となるケースが生じている。
- ② 地熱や風力等の電源については、現行のFIT認定取得前の接続申込を可能とするよう、今後運用を明確化し、接続申込の早期化を図ることとしてはどうか。なお、この取組は価格決定を前倒しするものではない。
- ③ 実施にあたっては、接続申込の早期化によって、運転開始に向けた取組を行わない事業者が送電容量を「空押さえ」することにつながらないように手当てする必要がある。

<接続申込ルールの見直しの方向性>

接続申込の時期	他電源との公平性の観点から、火力電源と同様のタイミングで接続申込できるものとするため、現行のFIT認定取得前であっても、事業化判断後、発電設備の仕様等が提出可能な時期※としてはどうか。
接続申込時の条件	空押さえの抑制のため、以下のような場合には接続申込を無効とすることを申込の条件としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none">・設備仕様や事業計画の変更等により接続工事の内容が見直しとなる場合・環境アセスの実施等により発電所建設に向けた事業の休止があった場合・契約申込みに対する回答を行うために必要となる情報を提供しない場合・連系承諾後に工事費負担金契約を速やかに締結しない場合・工事費負担金が支払われない場合

※とりあえずの接続枠確保を目的とした接続申込の増加と接続申込から連系までの期間の長期化を助長することがないよう適切なタイミングでの申込であることが必要

第4回再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会(11/11)より

高圧連系の希望者の事前相談は、配電用変電所の熱容量に起因する連系制限の有無を回答することになっているが、高圧設備のみ(配電用変電所が存在しない)で形成された離島系統の回答方法を今回明確化⇒特別高圧連系の回答方法に準じて、高圧流通設備(配電線)の熱容量に起因する連系制限の有無を回答

(事前相談の回答)

※主に朱書き箇所を追記

第67条 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。

一 希望受電電圧が特別高圧である場合

ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下、本号において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離

二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合

ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力

ウ 想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長

三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない送電系統の場合

ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、高圧流通設備線の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、高圧流通設備線の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離